

別紙 1

玉名市セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入業務仕様書

1 業務名

玉名市セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入業務

2 目的

本庁市民課窓口及び各支所窓口にセミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末を導入し、証明書発行手数料等の支払いをキャッシュレス決済に対応させ、市民サービスの向上と職員の作業効率化や釣銭渡しなど会計トラブル解消を図ることを目的とする。

3 契約期間

導入業務： 契約締結日から令和6年9月30日まで

機器・運用保守業務： 令和6年10月から令和9年3月(30月)

受託者は、機器調達、初期設定、設置、操作研修を含め、本業務のスケジュールをまとめた工程表を作成し、提出すること。詳細は、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

なお、機器の稼働は令和6年10月1日を予定する。

4 履行場所

玉名市役所本庁舎	玉名市岩崎163番地
玉名市役所岱明支所	玉名市岱明町野口2129番地
玉名市役所横島支所	玉名市横島町横島3644番地
玉名市役所天水支所	玉名市天水町小天7237番地1

5 業務の内容

(1) 製品の調達

セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末の調達、設定及び設置

(2) その他

セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末の操作研修及び保守サポート

6 設置場所及び台数

玉名市役所本庁舎 1 階	市民課窓口	1 式 (カウンター型)
玉名市役所岱明支所 1 階	市民生活課窓口	1 式 (スタンド型)
玉名市役所横島支所	市民生活課窓口	1 式 (スタンド型)
玉名市役所天水支所	市民生活課窓口	1 式 (カウンター型)

7 調達機器及び保守サポート等

(1) POSシステムセミセルフレジ(以下「POSレジ」という。)に関する要件

- ア キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応すること。
- イ カラー液晶ディスプレイタッチ式搭載であること。
- ウ ディスプレイは職員側及び来庁者側双方に項目の表示ができ、カスタマイズが可能であること。
- エ ランプやブザーで釣銭取り忘れの防止機能があること。(自動釣銭機連携時)
- オ 職員側ディスプレイで両替操作が可能であること。
- カ 不正アクセス対策、ウイルス対策など十分なセキュリティ対策を実施すること。
- キ POSレジ上で当日の各処理件数を表示できること。
- ク 誤って精算した場合、精算取消が可能であること。
- ケ 設置場所毎に収納日、証明書種別、決済種別の金額及び件数が月別・日別等で集計可能であり、集計データはCSVで外部出力できること。
- コ 附属のバーコードリーダにより、バーコード(GS1-128、EAN-128) QRコード(JPQR)を読み、納付金額等の取り込みができること。
- サ バーコード収納については期限切れを判断し、職員側ディスプレイにその旨が表示されること。
- シ 釣銭機内の現金残高をディスプレイ表示及びレシート出力が可能であること。
- ス 取引以外に金種指定、又は金額指定で入金や出金が可能であること。
- セ 取引以外の入金や出金について、操作ログ等を電子データ化し記録・保存が可能なこと。
- ソ 入金時の不良硬貨及び紙幣のリジェクト機能を有すること。
- タ 釣銭機内現金は、全回収のほか、金額及び金種毎に任意に設定した金額の残置設定が可能であること。(自動釣銭機連携時)
- チ トラブル発生時には、トラブル発生箇所が特定可能なガイダンス表示が可能であること。(自動釣銭機連携時)
- ツ 担当職員を、識別番号等で登録・変更・削除が可能であり、セミセルフを操作するログへの反映が可能であること。

(2) 自動釣銭機に関する要件

- ア 現在発行されている日本円の紙幣及び貨幣の取扱いができ、今後の紙幣及び貨幣の改廃に対応できるものであること。
- イ 入金情報について、POSレジと連動し、支払額、投入金額、釣銭が表示されること。
- ウ 釣銭機内の現金残高を自動集計できる機能を有し、POSレジと現金残高情報を共有できること。
- エ 入出金ロガイドランプを有すること。
- オ エラー解除のためのガイダンス機能を有すること。
- カ 収納枚数が上限を超える前及び各種釣銭がなくなる前に警告メッセージが表示されること。
- キ 現金は一括投入方式であること。
- ク 釣銭機操作のログ管理機能を有すること。

ケ セミセルフレジと共に修理が必要な場合、作業員を派遣するなど迅速な対応が可能であること。

(3) キャッシュレス決済端末に関する要件

ア クレジットカード決済、電子マネー決済及びコード決済が可能であること。

イ キャッシュレス決済した旨が記載されているレシートが発行可能であること。

ウ クレジットカード等の信用情報照会は、即時与信が可能であること。

エ カード決済承認番号が即時取得可能であること。

オ クレジットカード情報及び取引情報を保護するために、国際的なクレジット産業向けのデータセキュリティ基準(PCIDSS)の現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。

カ キャッシュレス決済データは、その日のうちに当日分のデータを集計し、確認ができること。

キ 決済誤り等発生時に返金・取消処理等が容易に行えること。

ク クレジットカードの取り忘れ防止機能を有すること。

(4) 共通事項

ア セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末の運用時間は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く、午前8時30分から午後5時15分までを基本とする。

(本庁市民課窓口のみ祝日を除く毎週木曜日は窓口延長のため、午後6時15分まで。)

イ 本業務を円滑に運用するためのサポート体制を構築すること。

ウ 保守の対応は、セミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末の運用時間を基本とする。

エ ソフトウェアのバージョンアップは、保守により行い、無償対応とすること。ただし、法改正等受託者の責めに帰さない事項等によるバージョンアップについては、委託者と協議し対応すること。

オ POSレジ及びキャッシュレス決済端末は、原則として委託者側が準備する通信回線を使用すること。

カ 支払い対応一覧を示すアクセプタンスマークを準備すること。

キ 導入に当たり、実機を用いた操作研修を実施すること。

ク 機器の稼働に必要な設定、附属品等を本提案の見積金額に含めること。

ケ 設置機器の転倒・転落防止措置、盗難防止措置が十分に図られていること。

8 指定納付受託について

(1) 指定納付受託業務の種類

キャッシュレス決済事業者が、地方自治法第231条の2の3第1項に規定による当市の指定納付受託者となること。なお、納付方法は、納入義務者等に代わり立替払いをする「立替払い方式」とする。

(2) 指定納付受託業務

ア キャッシュレス決済の立替金については、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに本

市が指定する口座に納付するものとする。ただし、月単位の入金サイクルの対応ができない場合は、できる限り少ない入金サイクルを提案すること。

イ 納付する際の振込手数料は、指定納付受託者が負担すること。

ウ 立替金の明細書を作成し、納付日の2週間前までに提出すること。

エ 立替払いをした交付手数料については、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに、当該交付手数料に決済手数料率を乗じて得た金額を、キャッシュレス決済手数料として明細を添えて本市に請求するものとする。ただし、この対応ができない場合は、別途提案をすること。

オ 取扱実績データや入金明細は CSV データ等でダウンロードが可能なこと。なお、ダウンロード可能な取扱実績のほか入金明細のデータ更新頻度や内容等についても提案すること。

カ 立替金、手数料ともに、金額に1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てるものとする。

(3) 指定納付受託業務で取り扱うキャッシュレス決済

キャッシュレス決済は、次の決済サービス及び各ブランドを必須とし、その他の決済サービス及びブランドについては提案によるものとする。

ア クレジット カード Visa、JCB、Mastercard

イ 電子マネー決済 SUGOCA、nanaco、WAON

ウ コード決済 PayPay、auPAY、d払い、楽天 Pay

9 マニュアルの作成

マニュアルは導入機器に標準で附属するものではなく、委託者のセミセルフレジ等運用方法に則した専用マニュアルを作成し、紙媒体及び電子記録媒体で納品すること。

ア 一般用操作マニュアル

窓口職員向けのマニュアルとしてセミセルフレジ等の操作を解説すること。

イ 管理者用マニュアル

管理者がセミセルフレジ等からデータを抽出するなどの運用をするために必要な機能を解説すること。

ウ 緊急時対応マニュアル

機器の故障など緊急時の対応マニュアルを作成すること。

10 その他の事項

ア 本業務遂行に当たっては、責任者及び担当者を明らかにし、委託者と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。

イ 本稼働初日には、各設置場所に立会い、一連の動作が正常に終了することを確認すること。

ウ 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者で協議して決定すること。